



貸貸借協定（特殊核物質）（仮訳）

昭三一、二、二二

一九五五年 月 日付のアメリカ合衆国政府と 国政府との間の協力のための協定に従い

かつ同協定中に含まれるすべての条件、規定及び保証に従い

アメリカ合衆国政府を代表する合衆国原子力委員会（以下「合衆国委員会」という）及び 国

政府は、右協力のための協定に基づく特殊核物質の貸貸借に関し、次のとおり同意する。

一 合衆国委員会はここに 国政府に対し、協力のための協定に定義された研究用原子炉を操作す

るための最初の燃料及び代替用の燃料として使用するために、U-235を最大限三〇パーセント

まで濃縮したウランの中に含まれる六キログラムのU-235を、原子炉燃料要素の形において賃

貸する。合衆国委員会は 国政府に対し、取り出された燃料要素の放射能が 国内におい

て減衰している間又は燃料要素がアメリカ合衆国と 国との間に運送されている間も、右原子

炉の効果的かつ継続的な操作を行うため必要であると合衆国委員会が認める右物質の追加量を賃貸

することができらる。

二 (a) 梱包された燃料要素の引渡は、合衆国委員会が指定する合衆国内の地点において、合衆国委員会

により 国政府に対して行われるものとする。引渡の受領は適当な受領書によつて証明され

るものとし、爾後 国政府は、前記協力のための協定の条項に従う燃料要素の保全につき、

その原因を問わず燃料要素のすべての損失又は破壊につき、及び放射線障害の危険に対する保護措置につき、完全な責任を有するものとする。引渡地点より 国までの燃料要素の輸送費用は、 国政府により支払われるものとする。

(b) 国政府がこの協定に基いて賃借した燃料要素が代替を必要とするときは、その燃料要素は合衆国委員会が指定する合衆国内の場所において、 国政府の費用をもつて、運送中の放射線障害の危険に対する適当な保護措置のもとに、合衆国委員会に返還されかつ引渡されるものとする。 国政府は、運送中及び合衆国委員会による返還の受領まで、燃料要素の損失又は破壊のすべての危険を負担するものとする。合意される場合を除き、照射を受けた燃料要素の形状及び内容は、その燃料要素が原子炉から取り出された後合衆国委員会に引渡されるまでの間は変更してはならない。

三 (a) 燃料要素の賃借のため、 国政府は、次の方式に従い、かつ本三項(b)に定める方法により決定される金額を、合衆国の通貨をもつて合衆国委員会に支払うものとする。

(1) 本協定に基き賃貸された濃縮ウランの価格の年四パーセントの率をもつて算定される使用料

(2) 消費、燃焼及び損耗のための料金

(3) (1)及び(2)の計算において、使用された濃縮ウランのための料金は、U-235を二〇パーセントまで濃縮したウランの中に含まれるU-235の一グラムにつき二十五ドルの価格、及び右

c111-008-015

以下の濃縮度の物質についてはその割合により右以下の価格を基準とするものとする。

(4) 貸貸された燃料要素の成形費 (cost of fabrication)

(5) 回収費 (recovery costs)

(a) 返還されたウランの汚染除去及び回収のための化学的又はその他の加工費

(b) 前記(5)により決定されるウランの消耗又は同位元素希釈 (isotopic dilution) に因る価値の減損のための料金。

(6) 引渡の準備のための燃料要素の梱包荷造費。

(b) (1) 成形費及び梱包荷造費は、合衆国委員会により証明せられ、燃料要素を引渡の上支払われ得るものとする。

(2) 四ペーセントの使用料は年払いとする。

(3) 消費料(燃焼及び損耗)は年払いとする。

(4) 回収費は物質の返還及び回収の上これを支払う。

(2) 及び(3)に関する最終的支払又は調整は、返還された燃料の汚染除去及び回収の上決定される。

四 国政府は、 国政府に貸貸されたU-二三五含有分の生産及び所有権、 国政府に

貸貸された燃料要素の成形及び所有権、 国政府に対するU-二三五含有分を有する燃料要素

の貸貸、並びに 国政府によるU-二三五含有分を有する燃料要素の原子炉燃料としての使用

又は燃料要素の放射能が 国内において減衰している間又は燃料要素が合衆国と 国との

間にいずれかの方向に向つて運送されている間及び合衆国委員会による返還の受領までの間

国政府による右燃料要素の占有より生ずる、その種類及び理由を問わないすべての責任(第三者責

任を含む)、損失、損害、費用又は経費に対して、合衆国委員会及びアメリカ合衆国政府に補償を

与え、かつこれに損害を及ぼさざらん (save harmless) ものとする。

五 この貸貸借協定の適用上、「燃料要素」とは燃料棒及び核分裂型電離箱 (fission chambers) を含むものとする。

六 この貸貸借協定は一九五 年 月 日 に効力を生ずる。

以上の証拠として、正当に権限を委任された合衆国原子力委員会委員長並びに権限及び 国

政府をこの貸貸借協定の条件に従わせることを正当に委任された 委員長は

この貸貸借協定を作成した。